

毛呂山町ホームページ有料広告掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、毛呂山町有料広告掲載等実施要綱（平成20年毛呂山町告示第105号。以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、毛呂山町が管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページで町が指定する位置とする。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、別表第1のとおりとする。

(広告掲載の基準)

第5条 広告は、町民生活に関連したもので、広告掲載要綱に沿ったものとし、広告のデザイン、内容等については、町ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 掲載する広告の掲載位置等の決定については、町が行うものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、最長12月以内とする。ただし、年度を超えることができない。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告への掲載を希望する者の募集は、町ホームページ又は広報もろやま等の広報印刷物により行うものとする。

(広告掲載期間の延長)

第8条 広告掲載期間内に、毛呂山町の都合で町ホームページを一時的に閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて別表第2のとおり掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(所管課)

第9条 町ホームページの広告掲載に係る事務の所管課は、秘書広報課とする。

(その他)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

規格（1 枠につき）	掲載料（1 枠 1 か月につき）
天地 60 ピクセル 左右 160 ピクセル データ容量 4 KB 以内 形式 GIF（アニメ不可）	10,000 円

別表第2（第9条関係）

閉鎖した時間	延長する期間
連続して24 時間を超え48 時間以内	2 日
連続して48 時間を超え72 時間以内	3 日
連続して72 時間を超え96 時間以内	4 日
連続して96 時間を超えたとき	閉鎖した時間を24 時間で除して得た 日数+1 日

様式第1号(第7条関係)

毛呂山町有料広告掲載等申込書

年 月 日

毛呂山町長 あて

申込者 干
住 所
名 称
代表者職・氏名
電話番号
FAX 番号

毛呂山町有料広告掲載等実施要綱第7条の規定により、次のとおり申込みます。なお、掲載等にあたっては、裏面記載の掲載等の条件を遵守します。

広告媒体の種類	ホームページ（バナー広告）
掲載等の希望月 または希望期間	年 月 日～ 年 月 日（ か月）
広 告 の 内 容	別紙のとおり （リンク先アドレス： ）
規 格 等	天地 60 ピクセル、左右 160 ピクセル、データ容量 4 KB 以内、 データ形式 GIF（1 枠 10,000 円） 掲載希望枠 枠
広告料金の支払 （希望する□にレ印）	広告の掲載が決定されたときの料金の支払い方法 <input type="checkbox"/> 発送される納付書で <input type="checkbox"/> 指定金融機関で振込み
特 記 事 項 （希望する□にレ印）	バナー広告の原稿・デザイン案の提出媒体 <input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> MO <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> その他（ ）

注意事項

- 1 企業・団体等の業務内容等がわかる書類を添付してください。
- 2 掲載等を希望する広告原稿等、所管課等から依頼のあった書類を添付してください。
- 3 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する際は、著作権が発生する場合がありますので、使用の許諾等を必ず受けてください。町では一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 4 内容によっては掲載できない場合がありますので、ご了承ください。
- 5 掲載等の場所については、指定できません。
（裏面も御覧ください。）

(裏面)

掲載等の条件

- 1 毛呂山町(以下「町」という。)が管理する施設、物品、印刷物等(以下「施設等」という。)に掲載又は掲示(以下「掲載等」という。)できる有料広告(以下「広告」という。)は、次のいずれにも該当しないものとします。
 - (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に関するもの
 - (4) 公序良俗に反するもの又は違反するおそれのあるもの
 - (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
 - (6) その他掲載等をする広告として適切でないと町長が認めるもの
- 2 広告を掲載等のできる場所、規格、枠数、料金等については、別途町で定めたものとします。
- 3 募集期間を設け募集を行った場合において、募集期間内に同一の施設等で複数の申し込みがあったときは、次の優先順位で受付順に広告主を決定します。ただし、募集期間内に応募がなく、募集期間後も募集を延長し受付している場合は、優先順位に関わりなく受付順とします。
 - (1) 公共性・公益性の高い内容の広告
 - (2) 町内に本店等を有する事業所の広告
 - (3) 町内に支店等を有する事業所の広告
 - (4) 前3号に該当しないものの広告
- 4 広告の掲載等に係る料金(以下「料金」という。)については、毛呂山町有料広告掲載等決定通知書(様式第2号)に記載された額を、指定された期限までに納付してください。
- 5 広告の内容に関する紛争については、広告主がその責任において解決するものとし、町はいかなる責任も負いません。
- 6 版下原稿及び広告の作成に要する経費及び施設等(印刷物を除く。)への広告の取付及び撤去に要する経費は、広告主の負担とします。

また、広告(印刷物への広告を除く。)が破損等した場合における修復に要する経費は、町の責めによる場合を除き、広告主の負担とします。
- 7 広告の掲載等が町の行政運営上支障があると判断したとき、広告の内容が第1項に掲げる事由に該当することが判明したとき、広告主が広告の版下原稿を提出しなかったとき、又は指定する期日までに広告主が料金を納付しなかったときは、広告の掲載等の決定を取消することがあります。
- 8 広告の掲載等を決定した後に広告主の責めによらない理由により、広告を掲載等できなかったときは、料金の全部又は一部を還付するものとします。ただし、第7項の規定により取消した場合及び広告主が掲載等を取下げた場合は、納付した料金は返還しません。
- 9 第7項の規定による掲載等の取消し又は事故、天災事変等の不可抗力その他町の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、町はその賠償の責めを負いません。

毛呂山町有料広告掲載等決定通知書

年 月 日

様

毛呂山町長



年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載等について、下記のとおり決定しましたので通知します。

広 告 媒 体	
広 告 内 容	
規 格 等	天地 60 ピクセル、左右 160 ピクセル、データ容量 4 KB 以内、 データ形式 GIF（1 枠 10,000 円）
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載等します。
	<input type="checkbox"/> 掲載等しません。 理由

※ 決定区分の□にレ印

掲載等の月 または期間	掲載等にか かる料金	料金納付期限	掲載等の月 または期間	掲載等にか かる料金	料金納付期限
年 月	円	年 月 日	年 月	円	年 月 日
年 月	円	年 月 日	年 月	円	年 月 日
年 月	円	年 月 日	年 月	円	年 月 日
年 月	円	年 月 日	年 月	円	年 月 日
年 月	円	年 月 日	年 月	円	年 月 日
年 月	円	年 月 日	年 月	円	年 月 日

※料金については、上記金額を納付期限までに指定された方法で納付してください。

記

1. 同封の納付書により、町指定金融機関で納付してください。
2. 町指定の下記銀行口座に振り込んでください。

指 定 口 座	銀 行 名		支 店 名	
	口 座 種 類		口 座 番 号	
	口 座 名 義 人			

注意事項

- 1 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する際は、著作権が発生する場合がありますので、使用の許諾等を必ず受けてください。町では一切の責任を負わないことをご了承ください。
- 2 広報紙に掲載する広告については、町ホームページの「広報もろやま」には掲載されません。